事例No.	306
公表年度	H28
団体の属性	一般市
団体名	鳥取県米子市

事例区分	公営企業

タグ	・下水道事業 ・事務の共同実施 ・公共施設の集約化等

事例種類	広域化等

事例内容・タイトル

「近隣市町村間における汚水処理の受託・委託」（維持管理・事務の共同化）

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

○ 事例名等

事例名	近隣市町村間における汚水処理の受託・委託
団体名	鳥取県米子市

《広域化等(共同化・最適化を含む)の類型及びその概要》

類型	維持管理・事務の共同化
概要	圏域内の下水道整備推進を図るため、隣接する自治体の下水道に接続し、汚水処理を行うもの。 隣接する自治体の下水道に接続し、汚水処理の受託・委託を行い、建設経費を削減するとともに圏域内の下水道整備の早期推進を図る。

○団体・事業の概要

行政区域内人口(人)	148,949	行政区域内面積(㎢)	132.4
事業区分・法適用区分	公共下水道・非適用	供用開始年月日	昭和49年10月1日
処理区域内人口(人)	100,936	処理区域内面積(ha)	23.2
施設利用率(%)	42.7	職員数(人)	49
営業費用(千円)	1,100,156	営業収益(千円)	2,584,468

※表中の計数はH28年3月末時点

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

平成22年度末における鳥取県米子市、鳥取県境港市、島根県安来市の汚水処理人口普及率は、それぞれ86.8%、65.6%、80.1%と全国平均よりも低く、整備推進中であった。このうち、島根県安来市では、米子市と隣接する安来市吉佐地区は多額の整備費が見込まれる中での早期の汚水処理対策について検討を重ねており、また、米子市旭が丘団地ではコミュニティプラントが老朽化し、その対策について検討を重ねていた。

なお、当該地域は、県域を越えて経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有しており、平成21年度に米子市及び境港市並びに松江市及び東出雲町で構成する中海圏域の定住自立圏形成協定を行っており、協定連携事業の項目として圏域内の下水道整備推進を掲げている。

(2)検討を開始した契機・導入過程

① 安来市吉佐地区汚水処理の受託

島根県安来市から、吉佐地区の汚水処理について隣接する米子市公共下水道への接続についての協議依頼があり、処理の能力、処理場に至る管渠の余力、汚水処理の負担等について協議を重ねた結果、米子市内浜処理場で処理を受託することとしたもの。

(導入スケジュール)

H19年9月　安来市からの申入れに基づき、検討に着手
H21年9月　米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する規約を議決
H22年4月　同規約施行
H22年度　安来市において管工事等実施
H23年2月　米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する協定書を締結
H23年4月～　汚水処理受け入れ開始
安来市の供用開始地区について、順次米子市で汚水処理を実施

② 米子市旭が丘団地汚水処理を境港市に委託

米子市大篠津町の旭が丘団地は、空港整備事業による移転地域である。同地域から発生する汚水の処理については、昭和52年に旭が丘汚水処理場を設けて行っていたが、同処理場の施設の老朽化に伴い、改善方法を検討した。

その結果、同処理場の施設の更新を行うよりも、境港市の公共下水道施設への接続管渠を整備して境港市に汚水処理を委託し、同処理場を廃止するほうが経済的かつ効率的であるとの結論に至ったため、平成20年度に米子市と境港市との間で協議を行い、平成23年4月1日以降、境港市に旭が丘団地から発生する汚水を処理する事務の管理及び執行を委託したもの。

（導入スケジュール）
H20年12月　境港市と米子市との公共下水道事業の汚水処理事務の委託に関する規約を議決
H21年2月　事業計画区域を変更し、旭が丘団地を公共下水道区域に編入
H21年4月　同規約施行
H22年度　境港市への圧送管工事、ポンプ場設置工事
H22年12月　境港市と米子市との公共下水道事業の汚水処理事務の委託に関する協定書を締結
H23年4月～　汚水処理委託開始

2. 取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい
圏域内の公共下水道の早期整備及び米子市第2次行財政改革大綱に基づく経費削減の観点から、米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する規約、及び境港市と米子市との公共下水道事業の汚水処理事務の委託に関する規約を締結し、平成23年から隣接する自治体の公共下水道に接続し、汚水処理を行っている。

① 安来市吉佐地区汚水処理の受託
安来市吉佐地区から隣接する米子市管路まで、安来市事業により管路敷設を行い、既設の米子市内浜処理場で汚水処理を行ったもの。
（吉佐地区の平成20年当時の状況）
121世帯で約300人が居住しているほか、21社の事業所があり、島根県の宍道湖東部流域下水道のエリア内であったが、整備の目途は立っていなかった。また、安来市の既設の下水道本管から約7キロメートル離れている一方で、隣接する鳥取県米子市陰田町は下水道整備が進んでいた。

② 米子市旭が丘団地汚水処理を境港市に委託
米子市旭が丘団地から境港市まで米子市事業により管路敷設を行い、隣接する境港市管路に接続し、境港市処理場で汚水処理を行ったもの。これに伴い、老朽化した旭が丘処理場施設(一般会計の個別排水処理施設)を廃止した。
なお、対象区域から境港市の下水道施設に至る下水道管渠及び流量計は、米子市負担において整備し、委託事務の管理及び執行に関する経費は、米子市の負担として境港市に支払っている。

(2)効果
① 安来市吉佐地区汚水処理の受託
下水道使用料及び受益者負担金は、米子市の基準により安来市が負担している。
※平成23年度から27年度実績
安来市からの下水道使用料及び受益者負担金　⇒　年平均　約4百万円
② 米子市旭が丘団地汚水処理を境港市に委託
下水道使用料は、住民から米子市基準により徴収し、米子市は境港市に汚水処理委託料を支出している。
旭が丘処理施設の施設維持費から処理場使用料を除いた額(過去の実績)と、境港市への処理委託料から下水道使用料を除いた額の差額が効果額となる。
※旭が丘汚水処理場の建替えと境港市へ圧送する管路建設費については、考慮していない。

3. 広域化等に取り組む上での都道府県の関与や役割について

米子市及び安来市の下水道は、閉鎖性水域である中海を放流先としており、水質保全など良好な水環境の向上を図るために高度処理を導入する必要があるが、単独自治体での整備は困難な状況にあることから、汚水処理対策の早期概成に向けて県の積極的な関与が必要である。

4. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点
自治体により下水道使用料算定基準が異なることから、処理施設、接続管渠の整備費及び維持補修費、並びに施設等の更新時経費等の費用負担について、受託先・委託先自治体との十分な事前協議・調整が必要である。

〇問合せ先

担当課	米子市下水道部下水道企画課		
TEL	0859-34-1361	MAIL	gesuidokikaku@city.yonago.lg.jp